

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県山口市小郡上郷3583番地1
氏 名 株式会社井藤商店
代表取締役 井藤 明治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日 令和5年9月29日

許可の有効年月日 令和10年9月28日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、廃油、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上12種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は

保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：山口県山口市小郡上郷字岡ノ下3582番4

面積：30.99㎡

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、廃油、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上5種類

保管上限：13.03m³、積み上げ高さ：1m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年9月29日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物収集車両保有状況

| | |
|-----|-----------|
| 会社名 | 株式会社 井藤商店 |
|-----|-----------|

| 登録番号 | 車名・車体の形状 | 購入年月 | 最大積載量(kg) |
|------------|------------------|----------|-----------|
| 山口800ぬ111 | トヨタ・塵芥車 | 平成26年6月 | 2.000kg |
| 山口130せ112 | 日野・バン | 平成27年4月 | 2.000kg |
| 山口830た113 | いすゞ・塵芥車 | 平成28年3月 | 2.400kg |
| 山口430す114 | トヨタ・脱着装置付コンテナ専用車 | 平成29年3月 | 2.000kg |
| 山口830せ115 | 日野・塵芥車 | 平成29年10月 | 1.750kg |
| 山口130と116 | 日野・バン | 令和1年12月 | 2,000kg |
| 山口830つ117 | 日野・塵芥車 | 令和2年10月 | 2.250kg |
| 山口830ち118 | 日野・塵芥車 | 令和3年12月 | 3.300kg |
| 山口130つ119 | 日野・バン | 令和6年8月7日 | 2.000kg |
| 山口130せ120 | 日野・脱着装置付コンテナ専用車 | 令和6年9月 | 3.200kg |
| 山口830た121 | 日野・塵芥車 | 令和7年8月 | 2.650kg |
| 山口100さ3719 | 日野・脱着装置付コンテナ専用車 | 平成14年4月 | 3.900kg |
| 山口480な5495 | ダイハツ・キャブオーバ | 令和6年11月 | 350kg |
| 山口400た1664 | いすゞ・ダンプ | 平成21年4月 | 2.000kg |
| 山口100す1528 | 三菱・キャブオーバ | 平成21年8月 | 2.000kg |
| 山口400た1664 | いすゞ・ダンプ | 平成21年4月 | 2.000kg |
| | | | |